

第3回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

平成23年9月30日 13:00～
議事堂2階201委員会室

1 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について

2 その他

添付資料

- 資料1** 三重県議会基本条例の検証に当たり、検討すべき事項に関する現状や課題等について各委員意見（第2回(H23.9.4)における**資料2**を一部修正）
- 資料2** 条例において規定するに当たって他の法令との調整等について
- 資料3** 議会改革諮問会議「最終答申」に係る会議等について

資料1
第2回(H23.9.4)における資料2を一部修正

三重県議会基本条例の検証に当たり、検討すべき事項に関する現状や課題等について各委員意見

※ 関係条文は、現行の条例における規定と最も関連が深いとみられる条文を記載。なお、仮に条例を改正することとなった場合、必ずしも当該関係条文を改正するというものではなく、他の条文を改正する方法や新規に条文を設ける方法等を含めて総合的に検討するもの。

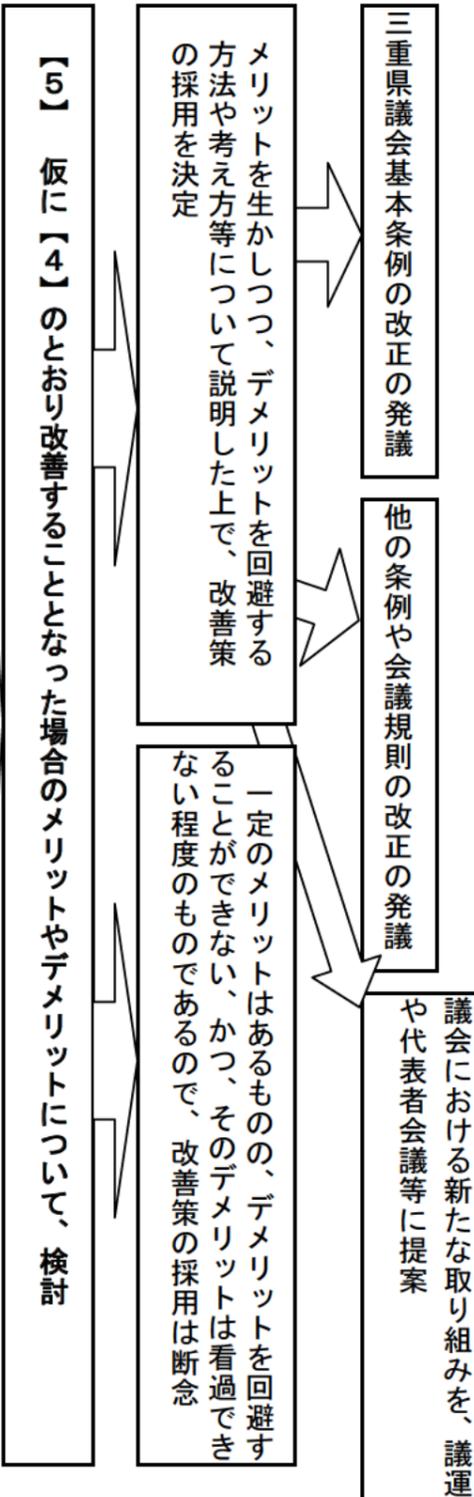
各委員からの意見

斜字・マーカーは、提出された意見から推測したもの

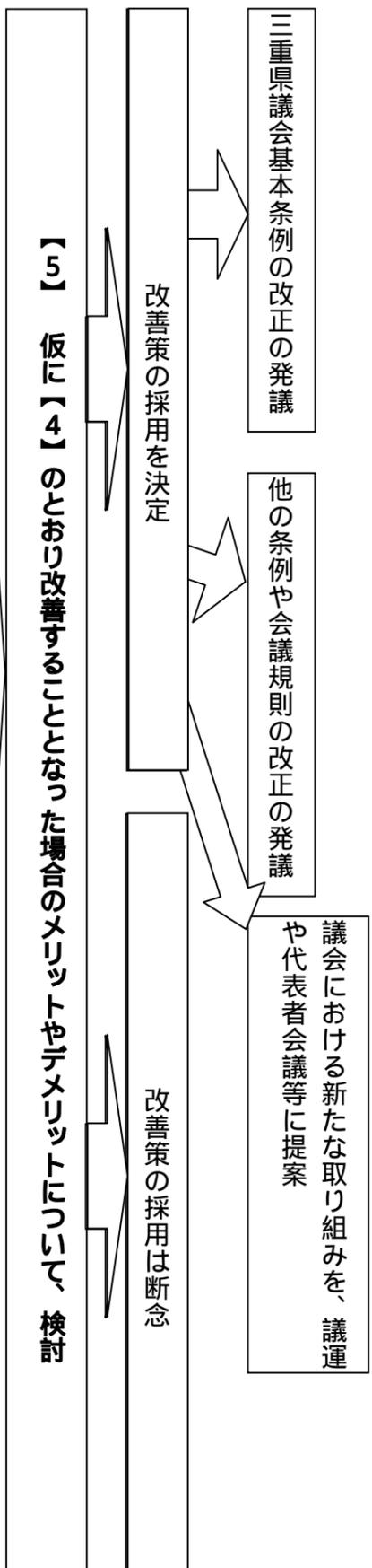
◆ 斜字は、地方自治法や三重県議会基本条例等の規定からの抜粋等

【1】 関係条文	【2】現状又は現状についての認識 現状は、〇〇〇〇である 現状を〇〇〇〇と認識している など	【3】課題 左記の現状について、 〇〇〇〇であるため問題である 看過できない 改善されなければならない など	【4】改善意見 左記の課題を解決するため 条例における規定を強化すべきである 直接条例の規定には関係ないが〇〇〇〇の取組 を始めるべきである など
I. 最高法規			
前文関係	他の自治体の議会基本条例の中には、当該条例が議会における最高規範である旨を規定するものがある(日沖)		三重県議会基本条例が、議会における最高規範であることを、前文等において明記すべきである(日沖)
II. 用語の定義			
新規	知事等や委員会等、会派などの用語の定義が設けられていない(日沖) 会派の定義が、地方自治法でもこの条例でも設けられていない(中嶋)	用語の定義が設けられていないため、この条例が県民にとって分かりにくい。 また、そのために、この条例の体裁が整っていない。	例えば知事等や委員会等、会派などの用語について、改めて条文を設け、定義を明記することによって県民に分かりやすくするとともに、この条例の体裁を整えるべきである(日沖)
III. 議決責任			
第4条関係	この条例には、議決責任について規定されていない。他方、他の自治体の議会基本条例の中には、議決責任を規定するものがある。(日沖、後藤) 〇〇〇〇から議決責任について質問を受けることが多い(稲垣)		議会又は議員の議決責任について、条例で規定すべきである(稲垣、日沖、後藤)
IV. 政策形成			
第3条第3号、第10条関係	この条例には、議会の政策立案及び政策提言については規定されている。しかし、政策形成については規定されていない(稲垣、後藤)	〇〇〇〇という議会の目的の達成のため、政策形成の機能の強化が必要である(日沖)	政策立案又は政策提言の過程である政策形成についても、条例で規定すべきである(稲垣、日沖、後藤)
V. 議会運営、知事等との関係の基本原則、質問の趣旨の確認等			
第4条第4項関係	第4条第4項において、議場で質疑等を行うに当たっては対面演壇において、すなわち知事等執行部に向かってすることと規定されている。このため、議員に対して、問いかけたり、政策等を訴えたり説明したりすることができない(中嶋)	たとえ知事等執行部に対する質問であっても、内容によっては県民の代表である議員に向かって問いかけたり訴えたりする方がふさわしい場合もある。(中嶋)	条例によって、対面演壇においてすなわち知事等執行部に向かって質問することと規定するのではなく、質問者がいずれの席から質問するか選択できる方法も検討すべきである(中嶋)

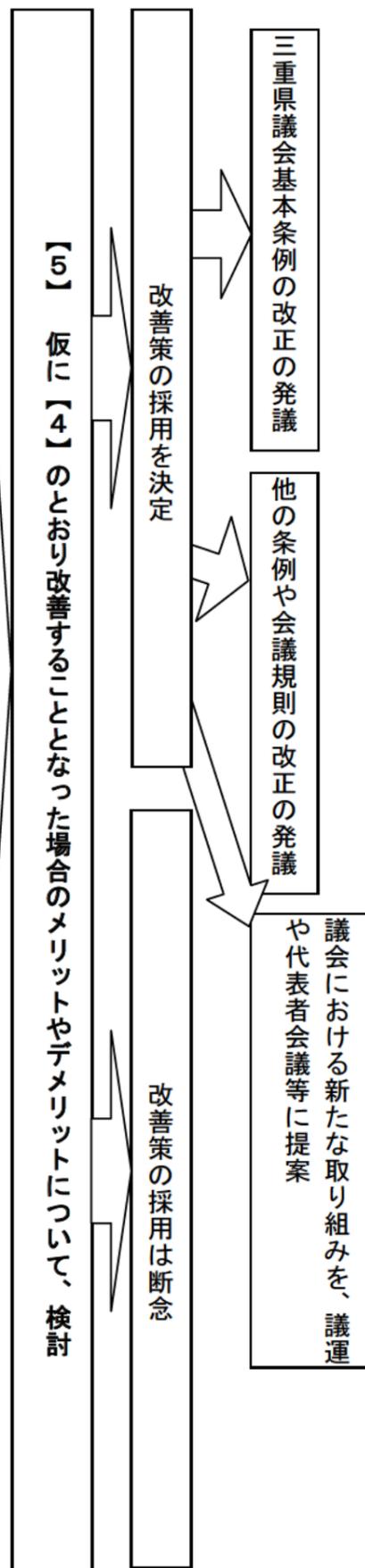
今後プロジェクト会議において十分に検討



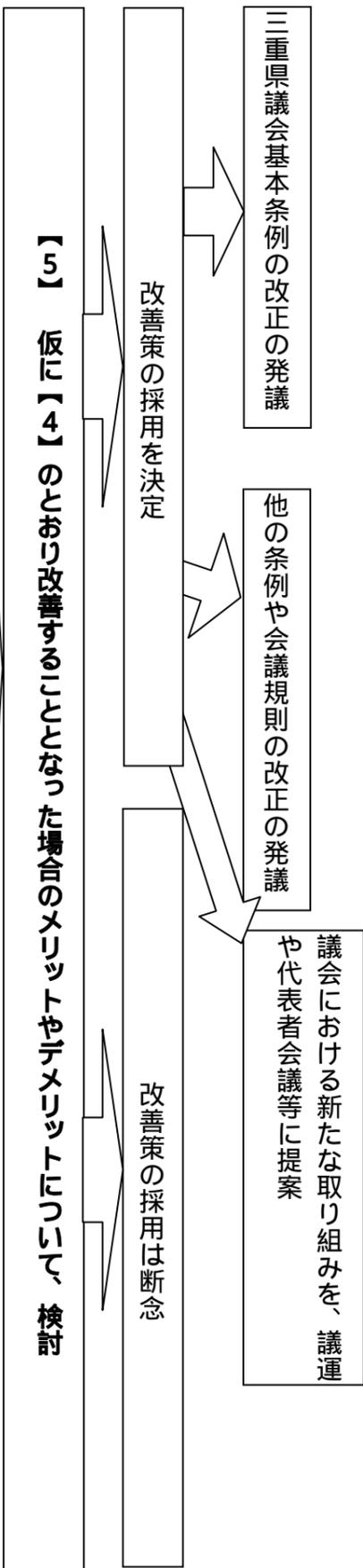
【1】関係条文	【2】現状認識	【3】課題	【4】改善意見
・議会運営、知事等との関係の基本原則、質問の趣旨の確認（反問権）等			
第6条第1項関係	他の自治体の議会基本条例の中には、「公平性」や「公正性」、「透明性」について規定するものがある(中嶋) この条例において、県民を代表する議会の姿勢が、あまり丁寧に規定されていない(日沖)	県民を代表する議会の姿勢は、十分丁寧に規定される必要がある(日沖)	議会運営の原則として、議会の円滑かつ効率的な運営に加え、「公平性」や「公正性」、「透明性」についても規定するべきである(中嶋、日沖) さらに、「県民に開かれた」といった姿勢を、重畳的に規定するべきである(日沖)
第6条第2項関係	第6条第2項の規定に基づき、議長及び副議長の立候補者は公開の場で所信表明をしている。しかし、これは本会議で行っている訳ではない(中嶋)	議長等への立候補者による所信表明のテレビ中継やインターネット中継が行われず、県民がその所信を視聴できない。また、議事録も公開されていない。	本会議で、議長及び副議長への立候補者は所信表明を行い、その上で選挙することにより、所信表明を議事録として残すべきである(中嶋)
第8条関係	地方自治法96条に議会の議決権及び第138条の2に執行機関の執行権が、それぞれ規定されている。	議会の議決権及び知事等の執行権が条例で規定されていないために、それぞれが侵害される懸念がある。	議会の議決権及び知事等の執行権という双方の役割を条例で規定するべきである(西場)
第8条関係	予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われない会議において、議会の側からの質問に対して、知事等執行部は質問の趣旨を確認することができない。 現時点では、反問権の付与は不要と考える(中川)	知事等執行部は、議会の側からの質問を十分に理解することができず、的確な答弁が行われないことがある。また、傍聴する県民にとって、質問や答弁が分かりにくい可能性がある。 知事等執行部は、議会や議員より政策や施策、法令等に関する情報を多く有しており、補佐する職員も充実している。知事等執行部がこれらを独占して反問権を乱用することになると、県民の代表である議会が必要な情報や説明を得られなくなる懸念がある(中川)	予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われない会議において、知事等執行部が委員長等の許可を得て答弁に必要な範囲内で、又は論点を整理するために質問等の趣旨を確認することができる規定を設けるべきである(西場、中嶋、藤根) 仮に、反問権の付与に向けて検討する場合には、所要の条件や環境の整備を図る必要がある(中川)
・広報広聴			
第7条関係			第7条(議会の説明責任)は、第6章「県民との関係」に位置付けるべきである(中嶋)
第4条第3項	議会において、政策形成の上政策提言等することについては規定されている(後藤) 議会としての意思決定、政策決定を県民に対して説明する責務を有する(日沖) 第3条第1号、第4条第3項及び第19条において、議会や議員が、県民に対し議会活動について説明することに関する規定が設けられている。 今後、議会は、県民の意思の反映や政策等について議論するだけでなく、政策決定の過程の討議等について、県民に直接説明する取組が必要である(中川)	議会報告会等議会の側から県民に対して直接説明する場について規定が設けられていない。また、そのような取組も行われていない。 県民や、市町の首長や議員との意見交換の場を設け、県民の多様なニーズや行政の課題などについて幅広く把握し、政策に反映するための取組が必要である(日沖) 議会活動について説明する責務が、議会及び議員に課されているにも関わらず、具体的な取組として、政策決定の過程の討議等について、県民に直接説明することは行われていない(中川)	議会報告会など、議員が直接県民に対して議会活動について理解を求める場を、設置するべきである(後藤) 県民や市町の首長、議員等に対して、直接議会活動について報告したり、意見交換をしたりする場について、条例で規定するべきである。これにより、議会の責務として定期的実施するべきである(日沖) 議会活動の内容である議会における意思決定の過程等について、議員が、県民に対して直接説明する具体的取組についてこの条例で規定し、実施するべきである(中川)



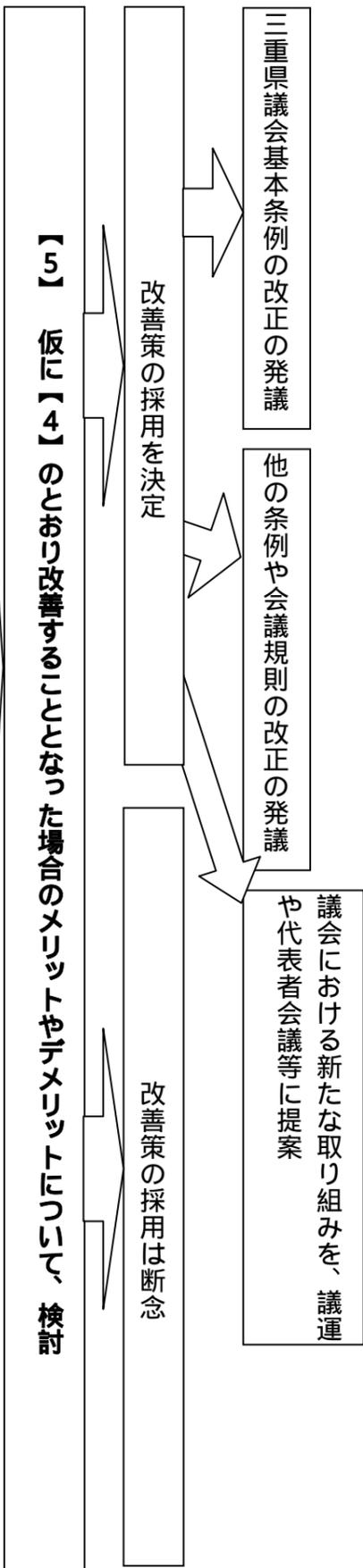
【1】関係条文	【2】現状認識	【3】課題	【4】改善意見
VI. 広報広聴			
第3条、第18条及び第19条関係	<p>◆ 議会活動の広報広聴については、第3条第1号や第4条第3項、第18条、第19条等の規定において、理念や具体的な取組として重疊的に規定されている。</p> <p>政策立案や政策提言などの議会活動は、一般の県民に伝わりにくく、関心も薄い。また、本県議会の改革が先進的であっても、あまり県民には評価されていない。</p> <p>とはいえ、県政は県民が主人公であるから、県民の意識や評価を的確に把握しつつ、議会運営が行われるべきである。(日沖)</p>	まず議会が、議会活動を県民と共有する姿勢を、明確にする必要がある(日沖)	県民の、議会に対する関心の有無並びに議会活動に対する評価及び理解の深度について、多様な手段を用いて常に的確に把握するよう努めるといふ趣旨を、改めて規定すべきである(日沖)
第18条関係	<p>他の自治体の議会基本条例の中には、請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明を求め適切に処理する旨の規定があるものがある(日沖)</p> <p>◆ 三重県議会会議規則第70条及び三重県議会委員会条例第26条の2の規定に基づき、委員会審査のため必要があるときは、紹介議員の説明を求め、及び請願者を参考人として招致し説明を聴取することができる。</p> <p>現在、議員の任意の会議である政策担当者会議において、非公式に説明の聴取を行っている(稲垣)</p>	請願について、紹介議員や請願者の説明を聴取することができないため、適切に処理されていないものがある。	<p>請願を県民等の政策提言として捉え、必要があるときは紹介議員又は請願者に説明を求め適切に処理する旨を、条例で規定すべきである(日沖)</p> <p>直接願意を聴取する必要があると議会が判断した場合以外にも、請願や陳情のすべての提出者が、意見を陳述する機会を保障されるよう、条例で規定すべきである(稲垣)</p>
第19条関係	<p>第19条の規定に基づく多様な媒体を用いた県民への情報提供の取組の一つとして、すでに議案に対する各議員の賛否の状況を公開している(稲垣、後藤)</p> <p>◆ 上記の公開は、HPで議決日の当日又は次の日を目安に行っている。</p> <p>第19条の規定に基づく多様な媒体を用いた県民への情報提供の取組の一つとして、月1回議長定例記者会見を実施しているところである(中川)</p>	<p>賛否の状況の公開が遅い(日沖)</p> <p>条例に規定された取組でないため、月1回の議長定例記者会見が実施されないなど取組が後退する懸念がある。</p>	<p>議案に対する各議員の賛否の状況を公開するよう、条例で規定すべきである(稲垣、後藤)</p> <p>賛否の状況は、(さらに速やかに又は議決に先立って事前に) 公開すべきである(日沖)</p> <p>議長が定期的に情報発信を行う旨をこの条例で規定し、恒久的に実施すべきである(中川)</p>
第21条関係	議会活動に関する資料の公開に資するため、すでに委員会資料をHPで事前公開しているところである(稲垣、後藤)		委員会資料を委員会の事前に公開するよう、条例で規定すべきである(稲垣、日沖、後藤)



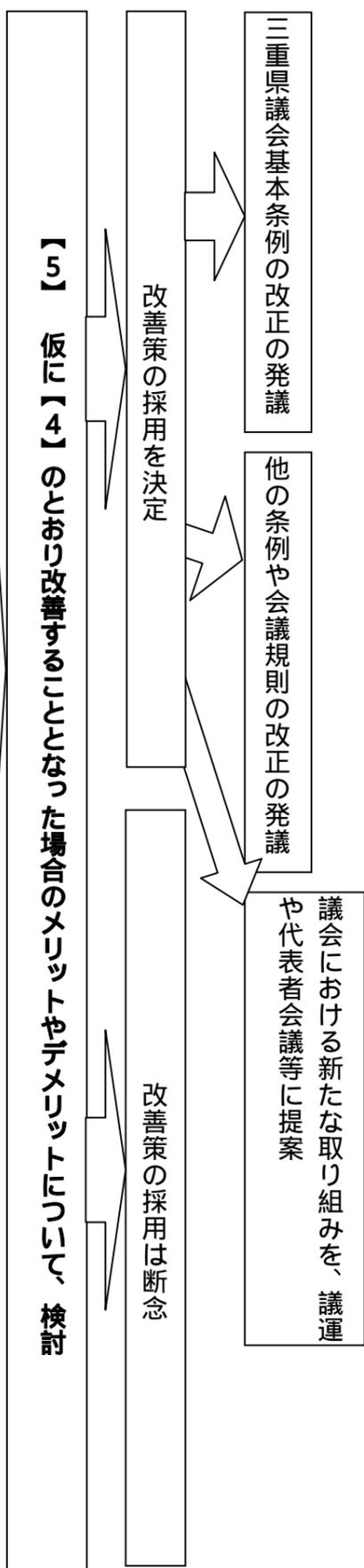
【1】関係条文	【2】現状認識	【3】課題	【4】改善意見
・ 附属機関、調査機関及び検討会等			
第12条、第13条及び第14条関係	この条例の成立後の平成19年4月、専門的知見の活用に関して地方自治法の一部改正が施行された。 この条例第13条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である(西場) 第12条に附属機関、第13条に調査機関及び第14条に検討会等が規定され、並立している(西場)	この条例と地方自治法の関連規定の改正とが前後したために、整理して規定されていない。	第13条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である旨を条例で規定し、整合性を図るべきである(西場) 第12条、第13条及び第14条をまとめて一の条文とするべきである(西場)
第12条関係	附属機関においては、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができない。 他方、調査機関や検討会等においては「県政の課題」に関して調査することができる(中嶋) 附属機関の委員の身分や待遇等について、条例で規定されていない(稲垣、日沖)		附属機関が、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができるよう条例で規定すべきである(中嶋) 附属機関の委員の身分や待遇等について、条例で規定すべきである(稲垣、日沖)
・ 議会の会期、議員定数、選挙区、議員報酬等			
新設関係			「通年制議会」について...検証、検討プロジェクト(後藤)
新設関係	議会の会期等については、三重県議会定例会の招集回数に関する条例(昭和31 三重県条例第31号)において規定されている。		三重県議会定例会の招集回数に関する条例を廃止して、又は重複して、この条例で規定すべきである(日沖)
新設関係	議員定数や選挙区、議員報酬に関して、この条例に明記されていない(中川) 現在基本条例とともに「会期」について検証検討が進められている。また、今年度「議員報酬」についても調査機関が設置され検討されており、「議員定数」についての検討も課題とされている(藤根)		議員定数や選挙区、議員報酬の在り方やその考え方などについて、議員の存在意義等を踏まえ、この条例で規定すべきである(中川) 会期、議員報酬及び議員定数について、この条例又は現行どおり個別の条例において、規定すべきである(藤根)



【1】関係条文	【2】現状認識	【3】課題	【4】改善意見
・会派			
第5条関係	<p>その所属する議員を支援するといった趣旨の会派の役割が明記されていない(日沖、西場) このため、この条例の体裁が整っていない(日沖)</p> <p>会派が、政策立案や国に対する予算要望、広報広聴等の実施主体となることについて、規定されていない(西場) 会派に所属しない議員に対して配慮する旨が規定されていない(西場) 第5条第2項において、会派間調整による合意形成について規定されている。</p>	<p>その所属する議員を支援するといった趣旨の会派の役割を明記することにより、この条例の体裁を整える必要がある。</p> <p>会派が政策立案や国に対する予算要望等の実施主体となることについて規定されていないため、会派が十分な役割を果たしていない。また、会派間調整による合意形成も不十分である。さらに、会派に所属しない議員は、無所属であるために不利益を被っている。</p>	<p>会派の役割として「議員がその責務を果たすため、支援する」といった趣旨を条例で規定すべきである(日沖、西場) それによって、この条例の体裁を整えることができる(日沖) 会派が、政策立案や国に対する予算要望、広報広聴等の実施主体となるとともに、会派間の調整を円滑な議会運営に協力する旨を規定すべきである。また、会派に所属しない議員に対して配慮する旨も規定すべきである(西場) 会派が、会派間の調整を行い、円滑な議会運営に協力する旨を規定すべきである(西場)</p>
・議会事務局			
第25条関係	<p>議会事務局の機能について、特に議会の政策形成能力の補佐の面において、不十分である。</p> <p>H23年度からH24年度までの間は、本県議会の議長が、全国都道府県議会議長会の会長を務める見通しである(稲垣)</p>	<p>議会事務局の機能が不十分なために、議会の政策形成能力が十分に発揮されていない。</p> <p>すでに、本県議会の議長が全国都道府県議会議長会の会長を務めているところであるが、議会事務局の補佐体制が脆弱であり、十分に補佐されていない。</p>	<p>特別職又は一般職として、議会に政策担当秘書や議長補佐の役割を担う職を設置することを、条例で規定すべきである(後藤、日沖) 本県の議長が全国都道府県議会議長会の会長を担っている間は、議会事務局の人員の増強等機能を強化すべきである(稲垣)</p>
・その他			
第9条関係	<p>議員が個人的に情報や資料の提供を要求する場合を除き、知事等執行部に対して資料の提出や公式な見解を求める場合、本会議や常任委員会において質問したり要求したりする以外、方法がない。</p>	<p>特に少数会派にとって、本会議における質問の機会や会派の議員の所属する常任委員会に限られているため、必要な資料や公式な見解を入手する手段が乏しい。</p>	<p>議会が必要と認める場合や議長が承認する場合において、知事等執行部に対して資料の提出の要求や書面による意見の開陳、説明等を求めることができるよう条例で規定すべきである。 なお、この規定の新設に当たっては、地方自治法第100条の規定に基づく調査権や、知事等執行部の側の負担や対応方法などを考慮する必要がある。また、国会の質問主意書に関する制度を参考とすべきである(中嶋、中川)</p>
第3条関係	<p>地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。 また、議会という機関の意思を決定するものを決議といい、政治的効果を狙った事実行為的な意思表示がある。</p>		<p>議会が、意見書の提出や決議によって国や県執行部、県民等に対して意思表示を行うことを、条例で規定すべきである(西場)</p>



【1】関係条文 ・その他	【2】現状認識	【3】課題	【4】改善意見
第4条関係		などといった公的行事への参画が議員活動の一環であると規定されていないため、議員の政治活動などが優先され、県民の信頼を損なう可能性がある。	議員活動を規定（明確化）し、本会議や委員会等における審議、政策立案や政策提言のための取組、広聴広報のための取組などの外、公的行事への参画も含めるべきである（西場）
第11条関係	第11条（議会の機能の強化）は、第6条と同様の趣旨が重複して記載されているものである（中嶋）	第11条（議会の機能の強化）の趣旨は、第6条の規定で読み取ることができ、あえて規定する理由が乏しい。	当該規定を削除するべきと考える（中嶋）
第15条関係	議員間討議が低調である。	充実した議員間討議が行われるため、何らかの仕組みが必要である。	充実した議員間討議が行われるようするといった仕組みを導入するべきである（中嶋）
第17条関係	地方自治法第100条第14項及び三重県政務調査費の交付に関する条例に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費の交付を受けることができる。これは、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため制度化されたものである。		会派及び議員は、政務調査費を議員活動の基盤の強化や充実のために支出する旨を、条例で規定するべきである。また、この議員活動の基盤の強化や充実とは、例えば第4条第2項に規定する議員の調査研修や同条第3項に規定する広聴広報等に資するための活動に要する経費のために支出できる旨を規定するべきである（西場）
第22条及び第23条関係	第7章（議会改革の推進）において、議会改革推進会議（第22条）と交流及び連携の推進（第23条）とが、別の条で規定されている（西場） 第23条（交流及び連携の推進）において、海外の自治体の議会との交流が規定されていない（中嶋）		第23条（交流及び連携の推進）は、第22条（議会改革推進会議）とまとめて規定することにより、地方分権の進展に対応する改革の必要性を明記し、改革の方向を強調するべきである（西場） 海外の自治体議会との交流について、条例で規定するべきである（中嶋）
新設関係	議員連盟について、この条例で規定されていない（西場） 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会在議決すべき事件について、三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例で規定されている。		議員連盟及び地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会在議決すべき事件について、条例で規定するべきである（西場）
新設関係			議会の議決権限に属する重要な政策課題について、議会在住民投票を実施し、その結果に基づく政策決定、又はその結果を尊重する政策決定をする制度を導入するべきである（中嶋）
新設関係	他の自治体の議会基本条例の中には、円滑な議事運営を実現のための予算確保について規定するものがある（日沖）	本県の場合、予算が不十分であるか否かは不明である（日沖）	議会の機能を十分に発揮し、円滑な議会運営をするために必要な予算を確保する趣旨を、条例で規定するべきである（日沖）



条例において規定するに当たって他の法令との調整等について

質問 . 地方自治法や他の法令、条例等にすでに規定されている事項を、重複して規定することは可能か、あるいは不可能か。

今回の課題である、地方自治法や他の法令、条例等にすでに規定されている事項を重複して規定することは、具体的な規定やその内容に鑑み、当該規定することの合理性等について具体的に検討する必要がある。

もっとも、その前提として、下記の判例や文献等が参考になるとみられる。

1. 法令立案に当たっての基本的態度としての「他の法令との調整」

我が国法令は、憲法を頂点とする一つの法体系を形成している。このため、新たな法令の制定や既存の法令の改廃に当たっては、法令間で矛盾抵触が生じないように調整を図り、例えば、異なる又は同一の法令において同様の内容を重複したり、同一の事項を二重規制したりすることのないよう調整されている。

仮に、一見、同一の趣旨や内容であっても、各規定はそれぞれの意義や理由を有し、調整して規定されている。この調整について、次の(1)及び(2)のとおり解説されている。

(1) 他の条例との抵触について

形式的効力を同じくする法形式の他の法令に矛盾抵触する場合には、既存の法令の内容を、その新しい法令の内容と矛盾抵触しないように改廃し、あるいは、どちらが優先するかとの関係をはっきりさせるようにしなければならない。
(出典：法令作成の常識、林修三著)

(2) 地方自治法等国の法令との抵触について

今回の場合、国の法令が規制している場合に、同一の対象につき同一の目的から同一の規制をするものと想定される。これは、いわゆる「上乘せ規制」の一種に該当するとみられ、これに関して、最高裁判所判例が示されている。

条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。
(最判昭和 50.9.10 刑集 29 巻 8 号 489 頁)

今回の課題においては、地方自治法や他の法令、条例等にすでに規定されている事項を重複して規定するとはいえ、両者の目的や法令における位置付け、条文の規定振りなどが、明らかではない。

すなわち、具体的にいかなる目的から条例にどのような条文で規制しようとするため、他の法令といかに抵触するかといった個々具体的な事例に則して、矛盾抵触することのないよう、又はいずれの規定が優先するかといった整理を、厳密に検討する必要があるとみられる。

質問 . 仮に重複して規定することが可能である場合、重複して規定することの意義をどのように説明するのか。

立法の基本原理や条例規則のつくり方などとして、次のとおり解説されている。

どのような法令であっても、その法令を立案するためには、内容面と形式面の両面にわたって、厳密にして詳細な検討を行わなければならないものである。いわば、内容と形式とは車の両輪のようなもので、この両者が完備してはじめて一人前の法令となることができる。

一 立法の内容（内容面）

1 立法目的

法令の立案に当たっては、その法令を制定することによって何を実現しようとするのかという立法目的を明確に把握しておかなければならない。立法目的を明確にするためには、立法の要因となった事実関係（立法事実）とそれに対応する政策の方向づけ（立法政策）が明確になっていなければならない。

2 法的適格性

強要性及び実効性の両面からの検討

3 法的正当性

すべての法令は、社会正義の実現という法の理念に合致したものでなければならない。この社会正義とは、基本的人権の尊重と公共の福祉との調和、権力の公正な行使、法的秩序の安定性の確保の3点に配慮したものである。

4 法的協調性

法令は、憲法を頂点とする論理的統一体として相互に矛盾抵触することなく存在していなければならない。

二 立法内容の表現（形式面）

表現の正確性及び平易性の確保と両立

（出典：法令の仕組みと作り方（立法技術入門講座） 田島信威著）

また、地方議会による条例制定の範囲として、以下の判例が示されている。

本件条例の規制についても、民主的手続による地方議会の裁量的判断を尊重しつつ、条例による規制の必要性和相応の合理性が存在することが求められ、その手法、内容及び効果が比例原則に反し、不合理である場合には憲法に違反するというべきである。

（平成 18 年 5 月 18 日名古屋高等裁判所 平成 17 年（行コ）第 41 号）

仮に重複して規定した場合その意義とは、当該重複の規定によって何を実現しようとするのかという立法目的、さらにその前提となった立法事実及び立法政策が明確になることにより、説明することができるはずである。

この立法目的等は、プロジェクト会議において、具体的事項に即して現状【2】や課題【3】、改善意見【4】等について提案者である委員から説明され、その政策のメリットやデメリットなどについての委員間討議によって議論が深められることによって、明確化されるとみられる。

平成23年2月1日 代表者会議了承

議会改革諮問会議「最終答申」に関する会議等について

議会改革諮問会議「最終答申」の項目	対応方向を 検討する会議	他の関係会議	ページ
II 議会改革の改善に向けた提言			
1 市町議会との交流・連携			
(1) 交流・連携会議の継続・改善	議会改革推進会議	広聴広報会議	5～6
(2) 県・市町の全体会議	議会改革推進会議		6
(3) 県と市町との協議の場の設置	議会改革推進会議		7
2 政策広聴広報の取組			
(1) 出前県議会	広聴広報会議		7～8
(2) 議会報告会	広聴広報会議	議会改革推進会議	9～10
(3) 議会モニター制度	広聴広報会議	議会改革推進会議	10
(4) 議会広報紙の充実	広聴広報会議		10～11
(5) 請願者等の説明機会の保障	議会運営委員会		11
(6) 県議会だよりを活用した県民の意見募集	広聴広報会議		11
3 広域自治体議会の役割			
(1) 県と市町との役割分担	議会改革推進会議		12
(2) 二元代表制の在り方	議会改革推進会議		12～14
(3) 県議会議員の身分・報酬	代表者会議	議会改革推進会議	14
(4) 事務局による議会サポート体制の充実	代表者会議		15
4 会期のさらなる見直し			
(1) 議会・会派・議員の3つの活動のバランスに配慮	議会改革推進会議	議会運営委員会	16
(2) 通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討			16～17
(3) 政策広聴や市町議会との交流・連携を踏まえた議会活動			17～18
(4) 4年間の政策サイクル「通任期制」につながる議会活動			18～19
議会スケジュールのモデル提案			20～22
5 議員間討議の充実			
(1) 会期等の見直しによる討議時間の確保	議会運営委員会		23
(2) 本会議での議論方法の改善	議会運営委員会		23
(3) 委員会運営等の改善	代表者会議	議会運営委員会	24
(4) 政務調査の充実	代表者会議		25
(5) 会派活動の役割	代表者会議		25
(6) 議員研修の充実	議会改革推進会議		25～26
6 その他			
(1) 議会基本条例の見直し	議会改革推進会議		26
(2) 議会基本計画の策定	議会改革推進会議	代表者会議	26
(3) 県民の福祉の向上につながる議会改革の取組	議会改革推進会議		26～27
III 附属機関の在り方			
(1) テーマ設定し専門性の高い議論を	議会改革推進会議		28
(2) 県議会での議論と試行・検証			28
(3) 検証すべき対象の検討			28
(4) 附属機関委員の身分等			28